「第二十四項第五号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第十三項及び第十四項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第六項の」を「第十項の」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第七項から第九項まで」を「第十一項から第十三項まで」に、「第三十九条の百十七の二第十四項」を「第三十九条の百十七の二第十六項」に、「、第七項」を「、第十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第七項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「第七項から第九項まで」を「第十一項から第十三項まで」に、「第七項第一号」を「第十一項第一号」に、「以下第九項」を「以下第十三項」に、「第八項」を「第十二項」に、「第十二項」を「第十六項」に、「、第九項」を「、第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項第四号中「方針」を「評価方法」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「除く。以下第九項」を「除く。以下第十三項」に改め、同項第一号中「第九項」を「第十三項」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号、次項及び第二十項において同じ。）」を削り、同項第二号中「第十四項第四号ロ」を「第十八項第四号ロ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「同項各号列記以外の部分」を「同条第二項第六号」に、「いう。次項から第十四項まで」を「いい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。次項から第十八項まで」に、「第十一項、第十二項」を「第十五項、第十六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第三十九条の百十七の二第四項」を「第三十九条の百十七の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　施行令第三十九条の百十七の二第九項に規定する財務省令で定める金額は、法人税法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取引に相当する取引に係る利益の額又は損失の額とする。

第二十二条の七十六第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　施行令第三十九条の百十五第一項第四号ロに規定する財務省令で定めるものは、租税に関する相互行政支援に関する条約及び税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約とする。

5　施行令第三十九条の百十五第一項第五号イに規定する財務省令で定める者は、同号イの外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号若しくは第六十八条の九十第一項各号に掲げる者又は当該者に係る同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社とする。

6　施行令第三十九条の百十五第一項第五号ニ⑷に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の百十五第一項第五号ニ⑶に規定する組織再編成の内容及び実施時期

二　その他参考となるべき事項

第二十二条の七十六に次の一項を加える。

25　第十一項第一号、第十二項及び前項に規定する電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第二十二条の七十六の二第一項中「前条第四項」を「前条第七項」に、「第三十九条の百二十の三第八項」を「第三十九条の百二十の三第九項」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第八項」に、「第三十九条の百二十の四第二項」を「第三十九条の百二十の四第四項」に、「第三十九条の百十七の二第六項」に改め、同条第十一項中「その他の」を「その他」に改め、同項第六号ロ中「第三十九条の百二十の二第五項第三号」の下に「及び第四号」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「前条第十三項及び第十四項」を「前条第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前条第六項」を「前条第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三十九条の百二十の四第十項及び第二十項」を「第三十九条の百二十の四第十二項及び第二十二項」に、「第三十九条の百十七の二第十四項」を「第三十九条の百十七の二第十六項」に、「前条第七項から第九項まで」を「前条第十一項から第十三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前条第十三項及び第十四項」を「前条第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第十項」を「同条第十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前条第七項から第九項まで」を「前条第十一項から第十三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第六項」を「前条第十項」に、「第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分」を「第六十八条の九十三の二第二項第七号」に、「いう」を「いい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第九項の規定は、施行令第三十九条の百二十の四第七項において準用する施行令第三十九条の百十七の二第九項に規定する財務省令で定める金額について準用する。

第二十二条の八十三第一項第二号ロ中「第二十二条の十第一項第二号ロ」を「第二十二条の十第二項第二号ロ」に改める。

第二十三条の二第一項第一号中「耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次号において同じ。）」を加え、同条第四項中「第一条の三第一項第三号又は第四号の規定に該当する者のうち日本国籍を有しない」を「第一条の三第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する者又は同項第三号若しくは第四号の規定に該当する者のうち日本国籍を有する」に改め、同条第六項及び第七項中「第四十条の二第十三項」を「第四十条の二第十四項」に改め、同条第八項第二号中「、ハ及びニ」を「及びハからホまで」に改め、同号ニ中「第六十九条の四第三項第二号ロ」を「第六十九条の四第三項第二号ロ⑴」に改め、同号に次のように加える。

ホ　相続の開始の時においてハの親族が居住している家屋を当該親族が相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類

第二十三条の二第八項第三号イ中「ニまで」を「ホまで」に、「、ハ及びニ」を「及びハからホまで」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　法第六十九条の四第一項第二号に規定する貸付事業用宅地等である小規模宅地等について同項の規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる書類

イ　第一号イからハまでに掲げる書類

ロ　当該貸付事業用宅地等である小規模宅地等が相続開始前三年以内に新たに被相続人等（法第六十九条の四第一項に規定する被相続人等をいう。）の貸付事業（同条第三項第四号に規定する貸付事業をいう。）の用に供されたものである場合には、当該被相続人等（施行令第四十条の二第十七項に規定する第一次相続に係る被相続人を含む。）が当該相続開始の日まで三年を超えて同条第十六項に規定する特定貸付事業を行つていたことを明らかにする書類

第二十三条の二第九項中「第四十条の二第十六項又は第十八項」を「第四十条の二第十九項又は第二十一項」に、「第四十条の二第十七項」を「第四十条の二第二十項」に改める。

第二十三条の五の三第二項第三号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削り、同条第七項中「第十八項第一号イ」を「第十九項第一号イ」に改め、同条第十四項第一号中「生年月日」の下に「（当該受贈者が氏名又は住所若しくは居所の変更をした場合には、当該受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日）」を加え、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第十五項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15　施行令第四十条の四の三第二十六項の規定による申告書（個人番号を有する受贈者が提出するものに限り、個人番号の変更をした場合に提出するものを除く。）を受理した取扱金融機関の営業所等の長は、当該申告書に、当該申告書を提出した受贈者の個人番号を付記するものとする。